- 8 別表第4第1号から第8号まで、第10号又は第16号に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う 隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場
- 9 別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 10 別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行

う屋内作業場

→ 労働安全衛生規則 別表第6の2

(特定化学物質)

別表第3 特定化学物質

- 一 第一類物質
 - 1 ジクロルベンジジン及びその塩
 - 2 アルフア・ナフチルアミン及びその塩
 - 3 塩素化ビフエニル (別名PCB)
 - 4 オルト・トリジン及びその塩
 - 5 ジアニシジン及びその塩
 - 6 ベリリウム及びその化合物
 - 7 ベンゾトリクロリド
 - 8 1から6までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。)

二第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルト・フタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 三酸化砒(ひ)素